

第 1 回蒲田地区駐車場地域ルール策定協議会（全体会）
議事要旨

1. 日時

令和 6 年 11 月 7 日（木）13：00 から 14：30 まで

2. 場所

蒲田地域庁舎 5 階 大会議室

3. 出席者（会員 26 名、オブザーバー 1 名）※代理出席者を含む

学識経験者 2 名、地元町会 4 名、地元商店会 3 名、地元組織 3 名、民間事業者等 4 名、東京都 2 名、警察 1 名、大田区 7 名、国土交通省（オブザーバー） 1 名

4. 議題

- ・ 駐車場地域ルールとは
- ・ 駐車場地域ルール策定協議会の進め方
- ・ 駐車場地域ルール（蒲田地区）検討の方向性
- ・ 駐車場地域ルール（蒲田地区）の具体

5. 議事要旨

会員より、以下の意見を受けた。

（駐車場地域ルールによる駐車課題への対応の考え方）

- ・ 原単位を見直し地域ルールを作ることだけで、現状の課題が解消することはないと思う。まちづくりの中でどのような駐車場が必要なのかを並行して検討する必要がある。
- ・ 来年度以降に、いわゆる新基準原動機付自転車の登場で、今後自動二輪車並みの車体を持った原動機付自転車の開発が予想されている。これらの動きも踏まえ、地域ルールで自動二輪車駐車場の確保とあわせて、既存駐車場による自動二輪車の受入れについても検討してほしい。
- ・ 自動二輪車、原動機付自転車以外にも、今後登場してくると考えられる新たなモビリティの受入れについても引き続き検討する必要がある。
- ・ 地域ルールにカーシェアリングの視点を盛り込んでどうか。積極的に導入を進めれば自動車の絶対数を減らしウォーカブルなまちづくりにつながられる。
- ・ 地域貢献策としてカーシェアリングが整備されることで、今後の交通や駐車場のあり方が変わってくる。動向を踏まえ検討する必要がある。

- ・ 附置義務駐車場は滞在者用の月極駐車場が多く、来訪客用の時間貸し駐車場が少ないことが問題である。広域からの集客に手薄なため、将来のまちづくりと連動した、時間貸し駐車場の確保が課題。
- ・ 隔地駐車場を確保することが難しいのが現実。附置義務駐車台数を低減して既存駐車場の余剰台数を隔地駐車場にすることは対処策にはなるが、届出が変わるだけで月極利用されることは変わらず本質的な解決にはならない。時間貸しに誘導することも考えてはどうか。
- ・ 既存区営駐車場等の余剰部分を自動二輪車用駐車場に活かすことも検討できないか。
- ・ 駅周辺への自動車流入制限のため、駅への送迎は駅前ではなく、駅から離れた場所で行えるようなルール、場所の整備をしてほしい。

(蒲田地区における駐車場地域ルールで目指すまちの姿)

- ・ 駅に車が集中しないように、駐車場を分散することについては賛成だが、まちづくりの中で解決しないと現実的ではない。

以上